

# 【院内感染対策に関する取組事項】

## 1.院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意するとともに、感染症発生の際には、その原因を速やかに特定し終息させ、かつ再発防止策を講ずることは、医療安全対策の観点から極めて重要であるばかりでなく、患者サービスの質を保つ上でも必須の要件である。このような考えに基づいて、院内感染対策を全職員共通の課題として病院を挙げて取り組みます。

## 2.院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

感染防止対策を機能的かつ効果的に行うために、「院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討します。

また、「感染制御チーム (ICT)」を設置し、感染防止対策の実務を行います。

## 3.院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行っています。

## 4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、特定の耐性菌が分離された場合、またそれによる感染症が発生した場合は委員会及びICTに報告し、必要な届出・対策を実施します。

## 5.院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例が発生した場合には、直ちにICTが状況を確認し速やかに対応します。アウトブレイクが疑わしい場合には、必要に応じて保健所や行政機関と緊密な連絡を取り対応します。

## 6.患者様への院内感染対策指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者様及びご家族様から閲覧の申し出があった場合にはこれに応じます。

## 7.その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な事項

委員会の定めた「院内感染対策マニュアル」に沿って全職員が感染対策を実施できるように周知徹底を図るとともに、必要に応じてマニュアルの見直し・改訂を行います。

## 8.抗菌薬の適正使用に関する事項

指定抗菌薬は届け出制とし、使用期間・使用量等適切な使用を推進します。

## 9.他の医療機関等との連携体制

地域の医療機関等と連携し、定期的開催されるカンファレンスに参加し、最新の知見を共有しています。